

地域生活支援事業の内容は？

（市町村の地域生活支援事業）（「障害者自立支援法」第77条）

- ・ 市町村が取り組むべき事業として以下の事業を法定化
 - * 相談支援
 - * コミュニケーション支援（手話通訳等）
 - * 日常生活用具の給付等
 - * 移動支援
 - * 地域活動支援センター
- ・ 都道府県は、地域の実情を勘案して、市町村に代わって上記の地域生活支援事業を行うことができる。

（都道府県の地域生活支援事業）（同 第78条）

- ・ 都道府県は、特に専門性の高い相談支援事業等の広域的な事業を行うほか、サービスの質の向上のための養成研修等を行うことができる。
- ・ 市町村及び都道府県は、障害福祉計画において、地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項を定める。（同 第88条）

地域支援事業の国庫補助について

（1）実施主体と負担割合

実施主体

負担割合

市町村 国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

都道府県 国 1/2、都道府県 1/2

※ 給付費と同様、大都市特例の適用はなし

（ただし、「発達障害者支援法」において大都市特例の規定がある発達障害者支援センターについては、大都市特例を適用することとする。）

※ 地域支援事業は、平成18年10月より施行。

統合補助金方式は平成18年4月より実施予定。

(2) 国庫補助の配分の考え方

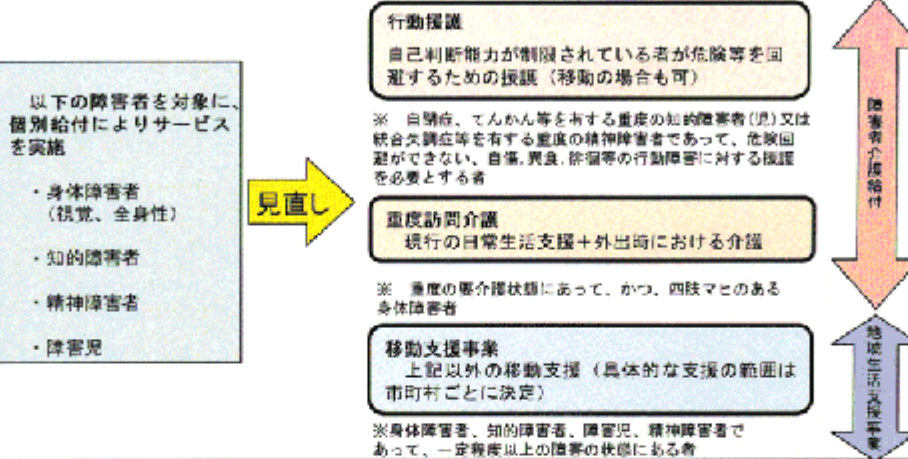
- 統合補助金であることから、個別事業の所要額に基づく配分は行わない。
 - 事業を行っていない市町村等については、全国水準並みに事業を実施するよう底上げを図る必要があること。また、現行の実施水準を反映する観点から、
 - ① 人口に基づく全国一律の基準による配分
 - ② 現在の事業実施水準を反映した基準による配分を組み合わせることで配分額を決定することとする。
 - なお、具体的な配分方法等は、18年度予算(案)を踏まえ今後検討。
- ※ 検討すべき事項
- ① 人口割りと実績評価割りの比率
 - ② 市町村と都道府県の配分割合
 - ③ 年度前半(地域生活推進事業)分の扱い
 - ④ その他

地域生活支援事業における利用者負担の考え方

- ① 地域生活支援事業は、それぞれの地域の実情に応じて柔軟な実施が期待されていることから、利用者負担の方法についても全国一律に定められるべきものではなく、基本的には事業の実施主体の判断によるべきこと。
- ② なお、従来から利用者負担を課して実施している事業については、従来の利用者負担の状況(その手法や額等)や、他の障害者サービス(個別給付の手法、低所得者への配慮)等を考慮し、実施主体として適切な利用者負担を求めることは考えられる。

「移動支援」はどのようなもの？

- 移動支援については、突発的なニーズへの対応や複数の者の移動の同時支援など柔軟性のある支援を行うため、「地域生活支援事業」としてサービスを提供する。
- 移動支援と介護を一体的に提供する必要がある一定程度以上の重度障害者については、サービス類型を創設し、個別給付でサービスを提供する。



福祉サービスを生かすための「地域」づくり



地域 (ch i i k i) は愛に満ちている。

「地域」というプラットフォーム



地域の連帯

障害福祉サービスへの 計画手法の導入

障害保健福祉サービスの計画的な整備

国 障害保健福祉サービスの基盤整備に関する基本指針 第37条第1項

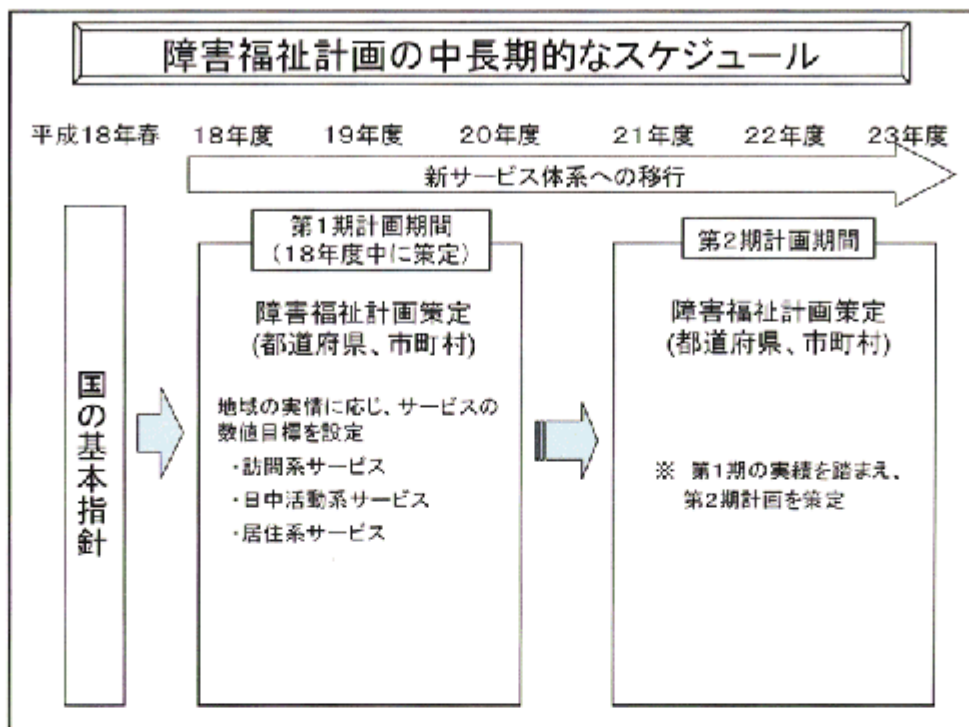
市町村（市町村障害福祉計画） 第83条第1項、第2項

- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

都道府県（都道府県障害福祉計画） 第86条第1項、第2項

- 区域ごとの各年度の障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 区域ごとの障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 区域ごとの障害福祉サービス・相談支援に従事する者の確保又は資質向上のために講ずる措置に関する事項
- 各年度の障害者支援施設の必要人員定員総数
- 福祉障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

国の障害者プラン



国会審議の状況

障害者自立支援法に対する附帯決議 について(参議院)

障害者の範囲と定義

- 1 附則第三条第一項に規定する障害者の範囲の検討については、障害者などの福祉に関する他の法律の施行状況を踏まえ、発達障害・難病などを含め、サービスを必要とするすべての障害者が適切に利用できる普遍的な仕組みにするよう検討を行うこと。また、現在、個別の法律で規定されている障害者の定義を整合性のあるものに見直すこと。

所得確保の在り方検討

- 2 附則第三条第三項に規定する検討については、就労の支援を含め、障害者の生活の安定を図ることを目的とし、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて、障害者の所得の確保に係る施策の在り方の検討を速やかに開始し、三年以内にその結論を得ること。